

白浜町公共施設照明ＬＥＤ化業務仕様書

1 業務名

白浜町公共施設照明ＬＥＤ化業務

2 目的

白浜町公共施設で使用中の蛍光灯等について、消費電力の低いＬＥＤ照明に交換することにより、電力料金の縮減を図ることを目的とする。

3 業務の概要

- ・受託者は施工にあたり、必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工監理及びその他の関連業務を実施する。
- ・受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄・保管する。
- ・敷地内の照明のうちＬＥＤ化されていないもの（別紙２「既設照明器具一覧」）について、原則としてすべてＬＥＤ化するものとする。非常用照明、誘導灯は対象外とする。
- ・ＬＥＤ化にあたっては地方債の脱炭素化推進事業債を活用するため、当該起債の諸条件に適合した業務内容とする。

4 対象施設

指定する公共施設２６施設（別紙３「対象施設一覧表」のとおり）

5 履行期間

本契約締結日から令和９年３月３１日まで（履行期間については、繰越承認を受け次第、契約変更する予定である。なお、繰越承認後に変更する履行期間終了日は令和９年１２月２４日を予定している。）

6 提出書類

提出は、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、一部（※）印については書面による提出も併せて行うこととする。また、（４）業務完了後の提出書類については、各施設単位で作成し、本町に提出するものとする。

（１）契約締結時の提出書類（※）

- ・契約書
- ・着手届
- ・配置業務責任者・技術者等選任通知書
- ・業務工程表

(2) 業務着手前の提出書類

- ・施工体制表及び連絡体制表
- ・使用器具提案書
- ・施工検討報告書
- ・作業計画書
- ・試験計画書
- ・作業月報及び作業工程表（月間）

※業務の一部を再委託する場合は、次の書類を提出すること。

- ・再委託（変更）承諾申請書
- ・暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）
- ・契約書の写し（再委託契約の受託者用）

(3) 部分使用時の提出書類

次の書類等の提出期限については、委託者と協議の上決定すること。また、書類等は確認後に返却するので、確認済みとして取りまとめたものを業務完了後に提出すること。

- ・社内検査報告書（※）
- ・検査対象範囲を赤枠で囲った図面（※）
- ・施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする。）

完全版では、見積書に記載の照明器具ごとに更新前・更新中（施工状況の確認のため）・更新後、その他必要な箇所及び町職員から指示のあった箇所の写真を提出すること。

ダイジェスト版では、上記の内容を器具の種類ごとに提出すること。（ベースライト、ダウンライト、高天井照明等）

- ・照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ・PCB有無及びアスベスト含有に関する報告書（随時提出）
- ・その他必要なもの

(4) 業務完了後の提出書類

ア 完成図書

- ・官公庁届出書の写し（※）
- ・出荷証明書（※）
- ・保証書（※）
- ・機器取扱説明書
- ・完了届（※）
- ・打合せ記録
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）

イ 完成図

- ・電子データ（図面はCADデータ又はPDFデータ）※本町保管用

・二つ折り製本A3縮版 各1部※各施設保管用

7 業務内容

対象となる照明器具の設置状況を踏まえて、自ら行った提案に基づき、本業務に係るLED照明器具の更新について、本町と合意した内容で実施するものとする。

業務の実施に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

（1）業務概要

ア 受託者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を配置すること。また、建設業法第26条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。

イ 受託者は、契約後速やかに全対象施設に対する現地調査を行った上で、施工検討を行う（別紙2「既設照明器具一覧」に記載の品番や数量はあくまで参考である。現地調査の上、寸法・仕様・数量等に問題がないか現場ごとに確認すること。）。

ウ 施設ごとに、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書等を作成し、本町の承諾を受けること。

エ 承諾を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整を受託者により行うこと。調整先である施設担当者は、別途通知する。

オ 現場施工について、作業計画書に沿って実施されているかを管理し、作業の進捗状況について、毎月初めに本町担当者へ報告すること。また、作業中の施設において本町担当者が施工方法等の確認を行う場合がある。

カ 作業完了後の施工及び性能・品質確認については、事前に本町と協議の上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。

キ 作業完了後に施設ごとの完成図書及び完成図を作成し、施工写真と合わせて本町に提出すること。なお、完成図は照明器具の個数と設置場所が分かるように作成する。また、提出後に本町の確認を施設ごとに受けることとする。

ク 受託者は、本業務完了後、速やかに本町担当者の検収を受けることとする。検収の結果、補修等が必要と認められる場合は、受託者は直ちに補修等を行い、再度検収を受けることとする。

8 LED照明器具の仕様

（1）一般事項

ア 本業務におけるLED照明器具の更新とは、原則として、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具の本体を更新することでLED化するものであるが、直管型LEDランプについては、安全性を担保できる提案を行える場合、ランプのみの交換でも可とする。

イ 日本照明工業会ホームページのJIL5004:2024(2025年版)公共施設用照明器具対応器種一覧表の器具を製造しているメーカーより選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。

- ウ 照明器具及び光源（ＬＥＤ）及び付属品は新品であること。
- エ 対象施設内の既設照明器具がＬＥＤ照明器具である場合、本町に報告するとともに、原則として更新対象外とすること。
- オ 既設照明器具について、管球を取り外し、点灯を間引きしている場合は、本町担当者に報告するとともに、ＬＥＤ照明器具への更新を行うこと。
- カ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- キ 企画提案書に示した性能を満たすＬＥＤ照明器具を使用することとし、本町担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ク 一つのメーカーが使用を想定している全ての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混同しないように、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、高天井照明等）ごとに同一メーカーの製品で統一することとする。
- ケ 照明器具の保証期間は、５年を基準とし、保証期間内については、交換費用を受託者において負担するものとする。ただし、受託者が本町に提出した企画提案書において５年を超える保証期間の提案を行った場合は、本町担当者と協議し決定するものとし、当該保証期間内は、費用を受託者において負担するものとする。なお、保証期間の始期は本町担当者と協議の上、決定する。
- コ 保証期間内に本町の責めに帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に器具の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象の発生により受託者の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

（２）ＬＥＤ照明器具の性能・構造

- ア 光源（ＬＥＤ）寿命40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。
ただし、高天井照明は寿命60,000時間以上（光束維持率85%以上）の製品とする。
- イ 照明器具の光色、照度については、日本照明工業会ホームページの JIL5004:2024（2025 年版）公共施設用照明器具 対応器種一覧表の器具と同じ定格光束以上の能力を有する器具で既存器具と同等以上の器具とする。また、消費電力についても既存器具以下の器具とする。光色・照度が異なる箇所については、事前に施設担当者を確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設担当者と協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、本町担当者に事前に相談、確認すること。
- ウ 既存照明で調光等を行っている場合は、同機能及び性能を有する器具を選定すること。
- エ ＬＥＤ照明器具の使用に当たり、ちらつきや電波障害等の問題が生じないこと。
また、ＬＥＤ更新後において、グレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

- オ 直管型LEDランプをランプのみ交換で行う場合、J L M L 3 0 1「AC直結G 1 3口金直管LED光源—安全規格」に適合させ、安全性を確保すること。また、G 1 3口金を持つランプとし、既設照明器具を活用し、メンテナンス性の優れた電源内蔵型とし、安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するよう施工し、LEDランプに取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をする。既設安定器のバイパスを必要としない直管型LEDランプは不可とする。落下防止パーツを取付けること（下面にルーバーやパネルなど落下が防止される構造を持つ場合はこの限りではない）。直管型ランプについても日本照明工業会ホームページのJIL5004:2024(2025年版)公共施設用照明器具 対応器種一覧表にあるメーカーのものとし、長さ等でメーカーを統一すること。
- カ 外部に設置する照明器具等は適切な防水性、耐候性、耐食性を有する製品であること。

9 更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

- ア 現地調査を行うに当たり、承諾を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整を受託者により行うこと。調整先である施設担当者については、別途通知する。
- イ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ウ 交換する照明器具等は、既設の建物に配慮して天井等建物の補修や改修を必要としない照明器具等を優先して選定すること。
- エ 現地調査後、施設ごとに使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書、試験計画書を作成し、本町の承諾を受けること。
- オ LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。
- カ LED更新作業に当たっての安全管理については、施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担により行うものとする。特に、夏季における作業は、現地調査から施工完了までを通し、休憩時間の確保や水分補給、高所作業時の暑さ対策等に十分配慮すること。
- また、作業に伴い発生した施設の不具合や事故についても、受託者の負担により行うものとする。
- キ 作業に伴う足場について、その設置に伴う費用は受託者が負担するものとする。
- また、事前に設置期間や設置方法等について、施設担当者と協議の上、作業計画書に反映させるものとする。
- ク 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に施設担当者と協議の上、作業計画書に反映させるものとする。
- ケ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書に記載し提出すること。

コ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設担当者と調整すること。

(2) 現場施工

ア 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領に準拠することとし、電気事業法等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）についても、施設担当者と協議し、作業全体を通して施設運営に支障のないよう実施すること。

イ LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は、受託者の負担で支持材の更新を行うこととする。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した方法で実施するものとする。

ウ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないようにリニューアルプレート等で処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。

エ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真で報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真で報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性がある場合は、作業前に本町担当者へ現状の照度以上となる提案を行うこととする。

オ 撤去した既設照明器具について、PCBを含むものがあった場合は、報告書を作成の上、部分使用時に提出すること。PCBを含む安定器等があった場合には、取扱いについて本町担当者と協議するとともに、完成図書により報告すること。

カ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についても全て新品を使用するものとする。

キ LED更新作業に際して、既設天井ボードを開孔する必要がある場合で、アスベスト含有の有無を調査する必要がある場合は、本町担当者と協議すること。

ク 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の養生や移動については、施設担当者と協議の上、その方法について決定すること。

ケ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。

コ 作業に伴う電力の使用については、原則として、施設内のコンセントを無償で利用できるものとするが、電源コードリールは漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないこと。

サ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

シ 屋内運動場等における高天井照明器具については、スポーツやイベント等、施設利用の用途により照明器具の破損が考えられる場合はガード付きとし、メーカーの推奨する方法で取り付け、金属製ワイヤー等を使用し、落下防止措置を施すこと。

ス 施設運営に支障が出ないように作業を行うこと。施設利用者等の動線について、安全に通行できる状態を確保すること。

セ 特に騒音等が発生する作業は、施設担当者と協議の上、施工を行うこと。

ソ 接地線がないなど既設電気設備に不具合が発見された場合は、本町担当者及び施設担当者に報告の上、協議すること。

タ 現場作業時間については、施設担当者と協議の上、決定することとする。

チ 重要な情報を保管する部屋の工事については、施設担当者の立会いが可能か協議の上、決定することとする。

1 0 委託料について

- (1) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。ただし、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本町に寄託して、契約金額の10分の4に相当する額以内の額の前払金及び契約金額の10分の2に相当する額以内の額の間前払金の支払を本町に請求することができる。
- (2) 現地調査・作業検討終了時及び取替作業完了時において、使用器具提案書に記載された内容と現地が明らかに相違するなど疑義が生じた場合は本町担当者及び施設担当者と協議すること。
- (3) アスベスト検体調査やアスベスト対策費、電源ケーブル・ブレーカー側の原因の修繕費など、仕様書に記載がなく想定されていない費用は委託料には含まない。事象が発生した時点で本町担当者と協議すること。
- (4) 委託料の変更を求める場合は、委託費内訳書を基に変更内容書を作成し提出すること。
- (5) 協議を行った結果、委託料の変更を行う場合は契約書の規定による。

1 1 その他

- (1) 受託者は、更新した照明器具の使用について、7（1）の確認後、速やかに部分使用を開始すること。部分使用が遅れることにより施設に支障を来す場合は、速やかに本町担当者及び施設担当者に連絡をすること。全体の検収が完了次第、本使用を開始することとする。
- (2) 受託者は、LED照明設備更新業務等において、可能な限り町内業者を活用し、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。
- (3) 本業務の契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならないので、白浜町議会の議決を得るまでの間は仮契約とし、議会で可決された日から効力が生じる。（12月下旬ごろの予定）このため、議会で可決されない場合は、契約は無効となり、町は損害賠償の責は負わないものとする。
- (4) 本業務の予算について白浜町議会の繰越承認が得られなかった場合、遡ってこの入札公告は無かったものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本町担当者及び施設担当者と協議することとする。